

浜の活力再生広域プラン

1 広域水産業再生委員会

組織名	東京都広域水産業再生委員会
代表者名	塚本 亨（東京都漁業協同組合連合会専務理事）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・三宅島地域水産業再生委員会（三宅島漁業協同組合、三宅村 ほか） ・御蔵島地域水産業再生委員会（御蔵島村漁業協同組合、御蔵島村 ほか） ・神津島地域水産業再生委員会（神津島漁業協同組合、神津島村 ほか） ・八丈島地域水産業再生委員会（八丈島漁業協同組合、八丈町 ほか） ・父島地域水産業再生委員会（小笠原島漁業協同組合、小笠原村 ほか） ・母島地域水産業再生委員会（小笠原母島漁業協同組合、小笠原村 ほか） ・東京都漁業協同組合連合会 ・東日本信用漁業協同組合連合会東京支店 ・日本漁船保険組合東京都支所 ・全国漁業信用基金協会東京支所 ・東京都（行政部局、試験研究部門）
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制が分かる資料を添付すること。

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>東京都三宅村、御蔵島村、神津島村、八丈町、小笠原村周辺地域</p> <p>三宅村（三宅島漁協管内）：底魚一本釣漁業、曳縄漁業、延縄漁業、イセエビ刺網漁業、タカベ刺網漁業、採貝採藻漁業、定置網漁業 (37名)</p> <p>御蔵島村（御蔵島村漁協管内）：底魚一本釣漁業、曳縄漁業、イセエビ刺網漁業、タカベ刺網漁業、採貝採藻漁業 刺 (28名)</p> <p>神津島村（神津島漁協管内）：底魚一本釣漁業、曳縄漁業、延縄漁業、カ釣漁業、イセエビ刺網漁業、その他刺網漁業、採貝採藻漁業 イ (164名)</p> <p>八丈町（八丈島漁協管内）：底魚一本釣漁業、曳縄漁業、流刺網漁、棒受網漁業、延縄漁業、海老刺網漁業、採貝採藻漁業 業、 (109名)</p> <p>小笠原村父島（小笠原島漁協管内）：底魚一本釣漁業、かつお・まぐろり漁業、まぐろはえ縄漁業、ひき縄漁業、ソデイカ漁業、カメ漁業、</p>
---------------------------	--

	<p>エビ籠漁業</p> <p>(38名)</p> <p>小笠原村母島(小笠原母島漁協管内):底魚一本釣り漁業、かつお・まぐり漁業、ひき縄漁業、ソデイカ漁業、カメ漁業、エビ漁業、サンゴ(造礁サンゴ)漁業</p> <p>(26名)</p> <p>計 402名(令和3年3月末時点)</p>
--	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

① 概況

対象地区は伊豆諸島の神津島から小笠原諸島の母島に至る地域で、東京の南170kmから1,000kmまでの太平洋に浮かぶ島々である。各島に漁協は一つで、神津島と八丈島は都内で漁業が最も盛んな地区であり、両島の漁獲量、金額は、都内全体の2分の1以上を占める。一方、自然環境の厳しい御蔵島の漁業生産量は非常に少なく、浜プラン策定を契機に漁業振興に取り組む機運が高まり出したところである。三宅島は噴火により全島避難という大きな災害の影響を受け、復興に努めつつ、島外からの新規就業者を積極的に育成しているところである。また、小笠原諸島は戦後昭和43年まで米軍に統治されていた時代があり、日本に返還後の昭和43年10月に父島に漁業協同組合が設立された。母島は昭和48年に帰島を許され、漁協は昭和55年に父島から分離独立する形で設立した。これらの島々は気象・海象条件が非常に厳しく、出漁日数に大きな制約があるものの、地域ごとに特色のある漁業を営んできた。しかし特に伊豆諸島の各島では近年テングサ、イセエビ、タカベ、カツオ、ケンサキイカなど、これまで漁獲の中心であったものが激減

し、キンメダイに漁獲が大きく偏ってきている。一方、小笠原地区では平成10年ごろからメカジキ、メバチ、ソデイカを対象とした立縄漁業を開発し、従来から行ってきた定着性の底魚を対象とした底魚一本釣り漁業に加え、安定した漁獲を行っている。当地区の令和元年の漁獲量(令和4年度から編入する母島地域を含む。以下同様。)は2,235t、漁獲金額は2,876百万円で、その内キンメダイの漁獲量が1,073t、1,533百万円、カジキ類の漁獲量が193t、漁獲金額が216百万円(伊豆諸島の浜プランを作成した神津島、三宅島、御蔵島、八丈島の各地域を対象として令和2年度から取組を開始した。他方、先行している小笠原広域浜プラン(父島地区)が令和2年度末に第1期を終了したが、今後も将来に向けて競争力を強化するためには東京の島しょ地区全体で東京都漁連を中心とした流通体制を構築していく必要があるため、小笠原広域浜プランは単独で第2期に更新するのではなく、令和3年度から本プランに加わることとして計画を変更した。また、母島広域浜プランも令和3年度末に第1期が終了するため、父島と同様に令和4年度から本プランに編入することとする。今後、浜プラン未作成の伊豆諸島の他の地区にも浜プランの作成と本プランへの加入を促し、近い将来東京の島しょ全地域を対象とすることを

を目指し

ていく。

② 漁業生産施設

島では漁港の整備に併せて荷捌き施設や燃油タンクなど、基本的な漁業生産施設を整備してきた。水源に恵まれない三宅島や、平地の少ない神津島、自然環境の厳しい御蔵島など、各島の事情に応じた施設の整備を進めるとともに、例えば氷は他島から購入するなどの連携によって不足を補っているが、基本的には島毎にという考え方に変わりはない。

③ 漁獲物の流通

各島の漁業者は居住する島内の漁港から出港し、自らの島の漁協に水揚げをする。水揚げした漁獲物の一部は島民向けに販売するが、大半は荷捌き所で箱詰めし、定期船で出荷する。定期船の出帆港は風向きによる欠航を減らすため、基本的に1島2港の整備が進められてきたが、台風や季節風等の影響を受け、しばしば欠航する。ただし小笠原父島については天然の良港である二見湾があるため、6日に1便の定期船「おがさわら丸」は台風の直撃を受けるなど、よほどのことが無い限り欠航することはない。

島では基本的に漁協で漁獲物をまとめて出荷する、共同出荷体制をとっている。神津島のみ、漁連を含めて島内に仲買人が6者おり、島で入札が行われ、落札した業者が東京を主に、関東近県に出荷している。なお、当地区の八丈島、三宅島では島外出荷の全量を漁連に出荷している。また、父島は令和2年度途中から底魚を全量漁連に出荷し、漁連への出荷割合を増加させている。一方母島は広域浜プランを策定した平成29年度以降、漁連への出荷を開始した。

④ 漁業者の減少、高齢化

当地区の正組合員の数は、昭和55年に1,706名であったが、40年後の令和2年3月末現在で408名となっており、大きく減少した。また、年齢構成をみると、地域の中核となる55歳未満の年齢層は177人、全体の約4割となっており、その割合はほぼ日本全国と変わらない。ただし、小笠原父島、母島地区は55歳未満の漁業者の割合が67%と、若い漁業者の割合が非常に高い。

⑤ 漁船の高船齢化、機関の老朽化

漁船の減少、高船齢化、エンジンの老朽化も進んでいる。当地区の令和元年12月末現在の漁船数は、442隻であり、40年前の昭和55年の636隻から大きく減少した。また、船齢30年以上の漁船が全体の約60%、30年以上の機齢のエンジンが約30%となっている。

(2) その他の関連する現状等

① 島への交通アクセス

当地区へは、東京竹芝桟橋から大型の定期船が就航している。定期船は、大島、利島、新島、式根島、神津島に向かうコースと、三宅島、御蔵島、八丈島に向かうコース、父島へ向かうコースと3航路存在し、総トン数は5,000トンから11,000トンである。母島へは、父島か

ら更に母島行きは総トン数499tの定期船に乗り換える。漁獲物の殆どがこの大型定期船で出荷される。定期船以外の交通アクセスは島により異なり、神津島、三宅島は、定員19名の小型飛行機が東京調布空港から就航しており、八丈島は166人乗りのジェット機が羽田空港から就航している。いずれにせよ小型であるため、貨物輸送には向いていない。また、大型の定期船を含め、悪天候時には欠航する。更に島で前日の夕方水揚げされた漁獲物は、朝から昼にかけて東京に向けて折り返し出港する定期船に乗せられ、東京には夜到着し、市場へ輸送されるため、鮮度の面で不利になっている。なお、神津島は、竹芝桟橋から高速ジェット船、伊豆半島下田発着の定期船も就航している。

② 気象・海象

伊豆諸島の年平均気温は16℃から18℃までで、降霜、降雪は滅多にない。降雨は年間平均3,000ミリ程度と多く、風は春、秋には北東風が、11月から3月までは西風、南西風が強く吹く。また、台風の来襲地帯でもあり、風による被害を受けることが多い。黒潮が近海を流れる温暖多雨な海洋性気候である。

一方小笠原は亜熱帯に位置し、気温の変化が比較的少ない海洋性の気候で、父島における2019年の年間平均気温は23.9℃、最高気温は32.8℃、最低気温は10.5℃で、一年を通じ雪や霜は全く見られない。雨量は年間1,600mm程度で、東京とほぼ同じである。

③ 人口

当地域の人口は平成7年に18,667人であったが、平成27年には15,343人となり、減少が進んでいる。高齢化率は30.5%で、都全体20.4%、全国26.7%より高い。ただし、御蔵島村、小笠原村の高齢化率は20%未満となっており、東京都全体より低くなっている。

④ 島の産業

当地域の就業者数は、建設業、飲食業、医療・福祉関係、小売業、・・・の順となっている。ただし、当地域の第1次産業の就業者割合は、12%で、都全体0.44%よりもはるかに高く、農業、漁業、観光業が、島の基幹産業となっている。

⑤ 島外からの新規就業者の住宅

島外からの新規就業者の住宅事情であるが、漁協が住宅を所有している島、アパートや町営住宅が利用可能な島、漁協や船主が空き家を確保している島もあるが、島外からの新規就業者が住む場所がなく島の人から後継者を見出す以外にない島もあり、それぞれ事情が異なる。

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 漁連を核として販売力を強化

都漁連では、会員の水産物を各市場等の価格動向を把握した上で、できる限り高値で販売している。しかし、東京産水産物は総じて高級魚で知名度が低く、需要が多くないため、荷がまとまると値崩れを起こしてしまうので、年間を通じて価格を保つことが難しい。このため、出荷先の荷割のイニシアチブを漁連が担うことで、島しょ同士の競争を避けることが可能となる。また、認知度向上による需要の増加と販路の拡大によって荷を散らすことができれば年間の単価向上が大きく期待できる。このため海外市場も視野に入れた販路開拓、国内市場に向けた認知度向上、現場には魚価向上に向けて不可欠な鮮度保持や、ニーズにあった出荷方法や荷扱いを求めることで、産地市場統合と同様の効果を求めていく。

② 統一的な事務システムの導入

沿岸漁業の経営は、漁協経営と表裏一体であるため、漁業の「競争力強化」には、各漁協の事務体制の強化が不可欠である。そこで近年島にも光回線が配備され IT の活用が都内並みに可能になってきたことを受け、各漁協統一の経理、販売システムの導入を進め、効率的な事務処理体制と、漁連、各会員との補完体制を構築する。

③ 都内 J F の連携強化

島しょの漁協は都内から海を隔てて、100kmから1,000km離れた地に存在しているため、交通機関が時化で遮断すること、定期船が1週間に1便しかない小笠原の存在、感染症対策としての渡島自粛など、非常に遠い存在でもある。

また、大島、新島、八丈島は1つの島に複数の漁協が存在したが、平成15年前後の合併により、ほぼ1つの島に1つの漁協、1つの町村となっている。なお、父島と母島は約50km離れているが、どちらも小笠原村である。

今後は都内に存在する漁連を中心として、近くて遠い各地域の連携を強化し、総合力を発揮していく。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 新規就業者を継続的に受入れ、育てる

各地域の漁協は、将来にわたり地域の漁業を維持・発展させていくため、漁連や地元町村と密接に連携し、国や都の新規就業者育成支援施策を活用し、漁業現場での研修等を通じて継続的に新規就業者を受入れ、育てていく。

② 中核的漁業者の確保

当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦した、次世代の浜のリーダーとなり得る55歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定する。中核的漁業者に対しては、全国規模の研修会への参加等、将来の東京の水産業を支えるリーダーとしての資質習得の機会を与える。

③ 中核的漁業者の育成

中核的漁業者等の育成と経営力の強化安定を図り、地域漁業の競争力強化を図るため、意欲あ

る漁業者に対して、競争力強化型機器導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する漁業用機器等の整備を促進するとともに、中核的漁業者に対しては浜の担い手漁船リース事業を活用し、戦闘力の高い漁船の確保を促進する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ①東京都漁業調整規則によって定められた、水産動物の体長制限や採捕禁止期間、漁法の制限等を遵守する。
- ②キンメダイ資源の管理のため、夜間操業の禁止、1 縄あたりの針数、漁業者 1 人あたりの縄数等の自主規制を設けている。
- ③漁業権行使規則に則り、採介藻漁業では、禁漁期間・区域等を設け資源の管理・保全に努めている。
- ④ハマトビウオについては平成 13 年から都独自の TAC 管理、クロマグロについては平成 30 年から TAC 管理が行われており、漁獲上限を遵守している。

(4) 具体的な取組内容

1 年目 (令和 2 年度)

取組内容	<p>(1) 機能再編・地域活性化</p> <p>①漁連を核として販売力を強化</p> <p>a)漁連を通じた漁獲物の出荷を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携を強化した取組を推進するため、漁連への出荷体制を強化する。このため、既に全量を漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を継続し、そうでない漁協は出荷割合向上に向けて漁連と協議する。 <p>b)魚価向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域では、鮮度の高い高品質な水産物を出荷するため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を実施する。 ●漁連は地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度保持、出荷荷姿等に関する現地指導を実施する。 ●特にクロマグロは、漁獲割り当てが少ないにも関わらず、漁獲時の取扱い方法が不慣れな漁業者により「やけ」が発生し、単価が「やけ」を起こしていない物と比較して半値以下となっていることが市場から伝えられており、市場関係者から惜しむ声が出ている。このため、漁連が漁業者に対し、「やけ」防止に関する講習会を企画し、実施する。 ●東京都漁連は、昨年度東京都が実施した海外販路調査で、東京産のキンメダイが国内と比較して大幅な高値で取引されていたことを把握したため、東京都
------	--

と連携して東京産水産物の海外販路開拓にむけて、香港、シンガポール等 5 か国を対象に、基礎調査、サンプルを輸出した上での市場性等確認調査、鮮度保持方法にかかる調査等を実施する。新型コロナウイルス感染症のために、海外でのイベント等は次年度先送りとしたが、市場関係者との関係維持、情報収集を継続していく。

●東京都漁連は東京都と連携し、国内のこれまで出荷してこなかった市場等へ東京産水産物を試験出荷するとともに、PR のためのフェアを開催する。

c)販売事業の拠点である漁連流通センターの施設整備

●建設から 20 年を経過した漁連流通センターを、今後の利活用を念頭に、補修・改修計画を策定する。

●鮮魚の出荷調整や、海外販路展開を視野に、急速冷凍施設を緊急整備する。

●活魚への対応を念頭に、老朽化した活魚水槽の水回りの改修を実施する。

②統一的な事務システムの導入

●都、漁連、信漁連等で構成する、東京都漁業経営支援協議会は、管内漁協に適した経理、販売システムについて検討する。

●検討結果を踏まえ、各漁協に対し導入に向けた調整を実施する。

③都内 J F の連携強化

●東京都漁業経営支援協議会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と今後の離島とのコミュニケーションを確保するために、都漁連と各島しょ漁協にテレビ会議システムを導入する。

(2) 中核的担い手の育成

①新規就業者を継続的に受入れ、育てる

各地域の漁協は、新規就業者の確保・育成を図るために国の新規就業者支援事業や都の事業を活用して新規就業者の確保、漁業技術習得支援、受け入れ体制の整備に取り組む。

②中核的漁業者の確保

当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦する、自らの漁業生産性の向上に取り組む、かつ、人間的に次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者を、中核的漁業者として認定する。

③中核的漁業者等の育成

中核的漁業者等の育成と経営の安定・向上を図るために、中核的漁業者に対しては、浜の担い手漁船リース事業の活用による漁船の確保を推進し、意欲あ

	る担い手に対しては、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する機関の導入を推進する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・新型コロナウイルスを契機とした新たな販路開拓（都） ・人材育成総合支援事業（国） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・漁協・漁業者経営支援対策事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・離島漁業再生支援交付金（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）

2年目（令和3年度） ※当年度から父島地域を編入

取組内容	<p>（1）機能再編・地域活性化</p> <p>①漁連を核として販売力を強化</p> <p>a)漁連を通じた漁獲物の出荷を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携を強化した取組を推進するため、漁連への出荷体制を強化する。このため、既に全量を漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を継続し、そうでない漁協は出荷割合向上に向けて漁連と協議する。 <p>b)魚価向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域では、鮮度の高い高品質な水産物を出荷するため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を実施する。 ●漁連は地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度保持、出荷荷姿等に関する現地指導を実施する。 ●東京都漁連は、東京都が1年目に実施した調査を活用し、コロナウイルス感染症のために中止した海外販路開拓のための現地イベントを東京都と連携して実施する。 ●市場での需要を高めるには、仲卸業者に買いたいと思わせることが必要であるため、東京都漁連は東京都と連携し、豊洲市場の仲卸業者を対象に東京産水産物の認知度向上のための説明会等を開催する。 ●東京都漁連は東京都と連携し、1年目に実施した新たな市場開拓の実績を踏まえ、収益性の高い市場に絞った出荷を行う。 <p>c) 販売事業の拠点である漁連流通センターの施設整備</p>
------	---

	<p>●策定した補修・改修計画に基づく工事を実施する。</p> <p>② 統一的な事務システムの導入</p> <p>●東京都漁業経営支援協議会は、各漁協に適した経理、販売システムを導入し、効率的な事務処理体制と、漁連、各会員との補完体制を構築する。</p> <p>●東京都漁業経営支援協議会は、各漁協に習熟研修を実施する。</p> <p>③都内 J F の連携強化</p> <p>●東京都漁業経営支援協議会は TV 会議システムを有効活用し、各漁協との情報交換等を実施する。</p> <p>●東京都漁業経営支援協議会は漁協役職員を対象に期をとらえたテーマを設定し、研修会を開催する。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成</p> <p>①新規就業者を継続的に受入れ、育てる</p> <p>各地域の漁協は、新規就業者の確保・育成を図るために国の新規就業者支援事業や都の事業を活用して新規就業者の確保、漁業技術習得支援、受け入れ体制の整備に取り組む。</p> <p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦する、自らの漁業生産性の向上に取り組みかつ、人間的に次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者を、中核的漁業者として認定する。</p> <p>③中核的漁業者等の育成</p> <p>●中核的漁業者等の育成と経営の安定・向上を図るために、中核的漁業者に対しては、浜の担い手漁船リース事業の活用による漁船の確保を推進し、意欲ある担い手に対しては、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する機関の導入を推進する。</p> <p>●中核的漁業者の啓発に資するため、全国での会議等に出席する機会を与える。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・新型コロナウイルスを契機とした新たな販路開拓（都） ・人材育成総合支援事業（国） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・小笠原諸島振興開発事業（国） ・漁協・漁業者経営支援対策事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・離島漁業再生支援交付金（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）
--	---

3年目（令和4年度） ※当年度から母島地域を編入

取組内容	<p>(1) 機能再編・地域活性化</p> <p>①漁連を核として販売力を強化</p> <p>a)漁連を通じた漁獲物の出荷を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携を強化した取組を推進するため、漁連への出荷体制を強化する。このため、既に全量を漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を継続し、そうでない漁協は出荷割合向上に向けて漁連と協議する。 <p>b)魚価向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域では、鮮度の高い高品質な水産物を出荷するため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を実施する。 ●漁連は地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度保持、出荷荷姿等に関する現地指導を実施する。 ●東京都漁連は東京都と連携し、引き続き現地イベント等、海外販路開拓のための取り組みを実施する。 ●東京都漁連は東京都と連携し、東京産水産物の認知度向上のための試食会等の取り組みを実施する。 ●東京都漁連は東京都と連携し、新たに開拓した市場へ出荷を行う。 <p>c) 販売事業の拠点である漁連流通センターの施設整備</p> <p>流通センター外回りの大規模修繕を実施する。</p> <p>②統一的事務システムの導入</p> <p>各漁協は、前年に導入した統一事務処理システムを活用し、事務処理の効率化や相互補完を実施する。</p> <p>③都内JFの連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京都漁業経営支援協議会はTV会議システムを有効活用し、各漁協との情報交換等を実施する。 ●東京都漁業経営支援協議会は漁協役職員を対象に期をとらえたテーマを設定し、研修会を開催する。 <p>(2) 中核的担い手の育成</p> <p>①新規就業者を継続的に受入れ、育てる</p>
------	--

	<p>各地域の漁協は、新規就業者の確保・育成を図るために国の新規就業者支援事業や都の事業を活用して新規就業者の確保、漁業技術習得支援、受け入れ体制の整備に取り組む。</p> <p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦する、自らの漁業生産性の向上に取り組みかつ、人間的に次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者を、中核的漁業者として認定する。</p> <p>③ 中核的漁業者等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中核的漁業者等の育成と経営の安定・向上を図るために、中核的漁業者に対しては、浜の担い手漁船リース事業の活用による漁船の確保を推進し、意欲ある担い手に対しては、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する機関の導入を推進する。 ●中核的漁業者の啓発に資するため、全国での会議等に参加する機会を与える。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・新型コロナウイルスを契機とした新たな販路開拓（都） ・人材育成総合支援事業（国） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・小笠原諸島振興開発事業（国） ・漁協・漁業者経営支援対策事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・離島漁業再生支援交付金（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）

4年目（令和5年度）

取組内容	<p>（1）機能再編・地域活性化</p> <p>①漁連を核として販売力を強化</p> <p>a)漁連を通じた漁獲物の出荷を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携を強化した取組を推進するため、漁連への出荷体制を強化する。このため、既に全量を漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を継続し、そうでない漁協は出荷割合向上に向けて漁連と協議する。 <p>b)魚価向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域では、鮮度の高い高品質な水産物を出荷するため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を実施する。 ●漁連は地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度保持、出荷荷姿等に関する現地指
------	---

導を実施する。

●東京都漁連は東京都と連携し、前年度までに得られた流通経路を活用した展開をしていく。

●東京都漁連は東京都と連携し、東京都が作成した量販店向け等のチラシ、ポスター等を活用し、各種イベント等でPRを行っていく。

●東京都漁連は東京都と連携し、新たに開拓した市場へ出荷を行う。

c) 販売事業の拠点である漁連流通センターの施設整備

流通センターの設備関係の大規模修繕を実施する。

②統一的な事務システムの導入

各漁協は、統一事務処理システムを活用した事務処理の効率化や相互補完を継続する。

③都内J Fの連携強化

●東京都漁業経営支援協議会はTV会議システムを有効活用し、各漁協との情報交換等を実施する。

●東京都漁業経営支援協議会は漁協役職員を対象に期をとらえたテーマを設定し、研修会を開催する。

(2) 中核的担い手の育成

①新規就業者を継続的に受入れ、育てる

各地域の漁協は、新規就業者の確保・育成を図るために国の新規就業者支援事業や都の事業を活用して新規就業者の確保、漁業技術習得支援、受け入れ体制の整備に取り組む。

②中核的漁業者の確保

当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦する、自らの漁業生産性の向上に取り組みかつ、人間的に次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者を、中核的漁業者として認定する。

③中核的漁業者等の育成

●中核的漁業者等の育成と経営の安定・向上を図るために、中核的漁業者に対しては、浜の担い手漁船リース事業の活用による漁船の確保を推進し、意欲ある担い手に対しては、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する機関の導入を推進する。

●中核的漁業者の啓発に資するため、全国での会議等に出席する機会を与える。

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・新型コロナウイルスを契機とした新たな販路開拓（都） ・人材育成総合支援事業（国） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・小笠原諸島振興開発事業（国） ・漁協・漁業者経営支援対策事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・離島漁業再生支援交付金（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）
-----------	--

5年目（令和6年度）

取組内容	<p>（1）機能再編・地域活性化</p> <p>①漁連を核として販売力を強化</p> <p>a)漁連を通じた漁獲物の出荷を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携を強化した取組を推進するため、漁連へのお荷体制を強化する。このため、既に全量を漁連にお荷している漁協は引き続き漁連へのお荷を継続し、そうでない漁協は出荷割合向上に向けて漁連と協議する。 <p>b)魚価向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域では、鮮度の高い高品質な水産物をお荷するため、漁獲時からお荷まで十分に氷をおかせ、キズものが混入しないように目視による検品をお施する。 ●漁連は地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度保持、お荷お姿等に関する現地指導をお施する。 ●東京都漁連は東京都と連携し、海外へのお荷、海外向け展示会へお店していく。 ●東京都漁連は東京都と連携し、東京都が作成した量販店向け等のチラシ、ポスター等をお活用し、各種イベント等でPRをお行っていく。 ●東京都漁連は東京都と連携し、新たに開拓した市場へお荷をお行う。 <p>c)販売事業の拠点である漁連流通センターの施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●策定した補修・改修計画に基づく工事をお施する。 <p>②統一的な事務システムの導入</p> <p>各漁協は、統一事務処理システムをお活用した事務処理の効率化や相互補完を継続する。</p>
------	--

	<p>③都内 J F の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京都漁業経営支援協議会は TV 会議システムを有効活用し、各漁協との情報交換等を実施する。 ●東京都漁業経営支援協議会は漁協役職員を対象に期をとらえたテーマを設定し、研修会を開催する。 <p>(2) 中核的担い手の育成</p> <p>①新規就業者を継続的に受入れ、育てる</p> <p>各地域の漁協は、新規就業者の確保・育成を図るために国の新規就業者支援事業や都の事業を活用して新規就業者の確保、漁業技術習得支援、受け入れ体制の整備に取り組む。</p> <p>②中核的漁業者の確保</p> <p>当広域再生委員会は、各地域の漁協が推薦する、自らの漁業生産性の向上に取り組みかつ、人間的に次世代の浜のリーダーとなり得る意欲ある漁業者を、中核的漁業者として認定する。</p> <p>③中核的漁業者等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中核的漁業者等の育成と経営の安定・向上を図るために、中核的漁業者に対しては、浜の担い手漁船リース事業の活用による漁船の確保を推進し、意欲ある担い手に対しては、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の活用による省力・省コスト化に資する機関の導入を推進する。 ●中核的漁業者の啓発に資するため、全国での会議等に参加する機会を与える。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・新型コロナウイルスを契機とした新たな販路開拓（都） ・人材育成総合支援事業（国） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・小笠原諸島振興開発事業（国） ・漁協・漁業者経営支援対策事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・離島漁業再生支援交付金（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）

※「活用する支援措置等」は、活用を予定している国（水産庁以外を含む。）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

(5) 関係機関との連携

東京都、都漁連、都信漁連、日本漁船保険組合東京都支所、全国漁業信用基金協会東京支所、と密接に連携を取りながら、販路の拡大、魚価向上の取組、中核的漁業者の確保育成に取り組んでいく。

(6) 他産業との連携

海外販路の開拓については、既に海外輸出を手掛けている豊洲市場仲卸業者と連携して取組むとともに、都内大使館との連携を模索する。また、クロマグロの「やけ」防止については、豊洲市場の卸、仲卸と連携して取組む。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

① 平均単価の向上

東京産水産物は総じて高級魚で知名度が低く、需要が多くないため、荷がまとまると値崩れを起こしてしまうので、年間を通じて価格を保つことが難しい。このため、複数の島で水揚げされた魚の出荷先を、漁連が一元的に荷割するとともに、海外市場も視野に入れた販路開拓、国内市場に向けた認知度向上の取組を進める。併せて産地には魚価向上に向けて不可欠な鮮度保持や、ニーズにあった出荷方法や荷扱いを求めることで、東京都産水産物全体の年間平均単価を基準年から10%向上させる。

② 55歳未満の正組合員数の維持

長期的に正組合員の数は激減し、高齢化も進んでいる。しかし、直近5年間は各地域で後継者育成に取り組み出すなどした結果、成果の現れてきた地域もある。今後の5年間は、広域浜プランを実行することによって競争力を高め、55歳未満の正組合員数を維持することを目標とする。

(2) 成果目標

漁連島しょ水産物平均単価の向上	基準年	平成 27 年度～31 年度の 5 中 3 平均 : 1,107 円
	目標年	令和 6 年度 : 1,218 円
55 歳未満の漁業就業者数の維持	基準年	令和元年度 : 55 歳未満の正組合員人数 神津島 : 63 人 三宅島 : 13 人 御蔵島 : 10 人 八丈島 : 45 人 父島 : 32 人 母島 : 14 人 合計 177 人
	目標年	令和 6 年度 : 55 歳未満の正組合員人数 神津島 : 63 人 三宅島 : 13 人 御蔵島 : 10 人 八丈島 : 45 人 父島 : 32 人 母島 : 14 人 合計 177 人

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料のとおり

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	漁船リースによる漁船の確保
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	省コスト化及び生産性向上に資する機関の導入
東京産水産物の海外販路開拓 (都)	海外市場等の調査、海外等での試食会開催、展示会出展支援、鮮度保持技術導入に向けた検討・支援

新型コロナウイルス発生を契機とした新たな販路開拓（都）	新販路開拓支援
東京産水産物のPR（都）	小売店、市場、飲食店へのPR 東京産水産物認知度向上への取り組み
東京の漁業を支える人材育成事業（都）	新規漁業者の就業及び定着促進として、体験漁業の経費補助、資格取得支援、長期研修支援、住宅費用補助
新規就業者特別対策交付金（国）	漁船リース事業活用による新規独立支援
人材育成総合支援事業（国）	漁業後継者育成にかかる長期研修支援
漁協・漁業者経営支援対策事業（都）	系統団体と都が一体となって、浜プラン等の推進、漁協経営合理化等を指導・支援
小笠原諸島振興開発事業（国）	小笠原における共同利用施設の整備
島しょ漁業振興施設整備事業（都）	漁連流通センターの施設整備

東京産水産物の販売力強化イメージ

◆ 都漁連水産物流通センターを核とした販売体制を強化

- 水産物の品質向上：産地での鮮度保持体制、出荷方法を指導
- 分散出荷：同一市場で競合していた東京産水産物を流通センターで荷割し、不要な競争を解消
- 東京産水産物の認知度向上：安全・安心・高品質な東京産水産物を積極的にPRし、需要の拡大を図る
- 多様な販売方法を実現：流通センターの施設を充実し、活魚・鮮魚・冷凍など需要に合わせて販売

